

構造物の維持補修技術研究会会則

構造物の維持補修技術研究会会則

平成 3年 6月 21日一部修正
平成10年 7月 3日一部修正
平成11年 7月 2日一部修正
平成18年 6月 9日一部修正
平成21年10月30日一部修正
平成22年10月29日一部修正
平成24年11月16日一部修正
平成28年 5月 1日一部修正

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、構造物の維持補修技術研究会とする。(略称RAMS)

(所在地)

第2条 本会は、事務局を広島市内に置く。

第2章 目 的

(目 的)

第3条 本会は、構造物の維持補修技術に関する諸問題を会員の職場にとらわれず、自由な立場で討論し、調査、研究、開発に参加、あるいは協力することにより、会員相互の技術知識の向上と親睦を図り、構造物の維持補修技術の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- (1) 構造物の維持補修技術に関する各種調査研究
- (2) 講演会、講習会、見学会
- (3) 構造物の健全度の調査方法の研究
- (4) 会報、その他刊行物の発行
- (5) その他、本会の目的に必要な事業

第3章 会 員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は下記3種とする。

- (1) 正会員（第1種）：本会の各種事業に主体となって活動する者
- (2) 正会員（第2種）：本会の目的及び事業に賛同し、本会を援助する団体に属する本会に対する代表者
- (3) 特別会員：本会の活動を支持する者で、本会の事業遂行の必要上幹事会において推薦、承認された者を総会に報告する。

(正会員の入退会及び義務)

第6条 正会員は下記の責務を負う。

- (1) 正会員は、第15条に定める会費を納めなければならない
- (2) 正会員になるには、入会届を提出し、幹事会の推薦により会長の承認を得なければならない
- (3) 正会員が退会しようとするときは、会として、当人に与えられた義務を完了した後、退会届を提出しなければならない

第4章 役 員

(役員の種類)

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 3 名 |
| (3) 幹 事 長 | 1 名 |
| (4) 幹 事 | 若干名 |
| (5) 会 計 | 1 名 |
| (6) 会計監査役 | 1 名 |

(任期)

第8条 任期は1年とし、再任は妨げない。

(役員を選出)

第9条 役員は正会員より下記の手続きにより選出する。

- (1) 会長は会員の推薦により、総会にて承認する
- (2) 副会長は会長の推薦により、総会で承認する
- (3) 幹事は会長の推薦により、総会に報告する
- (4) 会計は会長の推薦により、総会に報告する
- (5) 会計監査役は会長の推薦により、総会にて承認する

(役員職務)

第10条 役員は下記の職務を負う。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在時には、その責務を代行する
- (3) 会計は本会の会計を司る
- (4) 会計監査役は本会の会計監査を行う

(顧問)

第11条 本会に顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は幹事会の議を経て会長が委嘱する。
- (2) 顧問は会長の諮問に応じて、本会の運営に関して意見を述べることができる。

第5章 総会および幹事会

(総会)

第12条 本会は下記の事項を審議するため、会長が招集し議長は幹事長とする。年1回の総会や必要に応じた臨時総会を開催し、審議は出席会員の過半数で決定し、可否同数のときは議長が決定する。

- (1) 事業報告
- (2) 収支決算及び会計監査報告
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 会則の設定及び改廃
- (5) 役員を選出
- (6) その他、会長が必要と定めた会務運営に関する重要事項

(幹事会)

第13条 会長が必要と認めた会務運営に関する事項について審議するため、幹事長が必要に応じて幹事会を招集する。

幹事会は、会長、副会長、顧問、幹事長、幹事により構成される。

議案は幹事会による審議・決定を行い、総会で報告する。

第6章 会 計

(経 費)

第14条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもって充てる。

(会 費)

第15条 会費は会員の種別に応じて下記の通りとする。

(1) 正会員 (第1種) : 無料

(2) 正会員 (第2種) : 年額 一口100,000円

(3) 特別会員 : 正会員 (第2種) に準じるが、幹事会の承認によりこの限りではない。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日をもって終わる。

第7章 補 則

(会則の変更)

第17条 本会則の変更は総会の議による。